

# 建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから!

いつでも  
申請

簡単

便利

ジェイシップ

# JCIP

## 建設業許可・

## 経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。  
(令和6年4月現在)



### 会社や自宅から申請

インターネットで申請・届出書類の  
作成から提出まで完結されるので、  
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。



### 申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成した  
データ(XMLデータ)が取り込めます。  
また、前回作成データを利用することができ、  
書類作成の時間を大幅に削減できます。

### 業務効率化

### 手戻り防止

エラーチェックや自動計算により  
作成誤りがなくなり、  
手戻りを防止できます。



### 確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の  
確認書類の取得や添付が不要になります。  
また、印紙の用意も不要になります。  
※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。



# ご利用の前にご確認ください

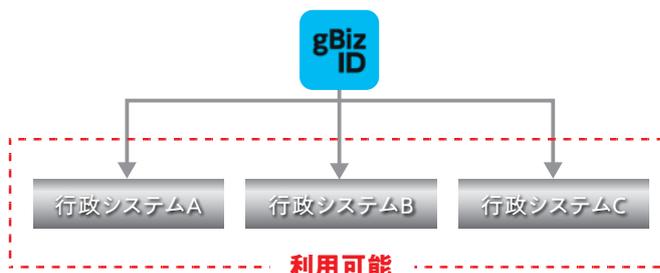
## 〈GBizIDアカウントでログイン〉

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「**GBizID**」をそのままご利用いただけます。

「GBizID」をお持ちでない場合は、「**GBizIDプライム**」アカウントの取得または取得後に「**GBizIDプライム**」アカウントから作成した「**GBizIDメンバー**」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



## 〈対象となる手続きの範囲〉

### 建設業許可関係

#### 許可申請

新規許可・許可換え・般特許可・業種追加・更新

#### 変更等の届け出

事業者の基本情報・経營業務管理責任者・  
営業所の専任技術者・営業所の代表者等

#### 決算報告・廃業等の届け出

#### 登録免許税・手数料の納付

#### 許可通知書の電子送付

### 経営事項審査関係

#### 経営事項審査申請

経営規模等評価・総合評定値

#### 再審査申請

経営規模等評価・総合評定値

#### 手数料の納付

#### 結果通知書の電子送付

※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

## 〈取得・提出が簡素化される添付書類〉 (令和6年4月現在)

●バックヤード連携により、提出が不要となる書類

### ・法務省(登記事項証明書)

対象:国土交通大臣許可・法人

### ・技術検定合格証明書

### ・監理技術者資格者証

### ・監理技術者講習修了証

### ・建設業経理士検定試験合格証明書

### ・建設業経理士CPD講習修了証

### ・経営状況分析結果通知書

※経営状況分析結果通知書は認証キーの入力・提出が必要です。

●添付の自動化により、提出が簡素化される書類

※事前の取得は不要になります。

### ・納税情報(法人税/所得税)

対象:国土交通大臣許可

### ・納税情報(消費税及地方消費税)

※納税情報の添付の自動化には、法人の場合はe-Taxの利用、  
個人事業主の場合はマイナンバーカード及びカードリーダーが必要です。



## 〈ご注意ください〉

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等



— JCIPに関するお問い合わせ —

JCIPヘルプデスク TEL.0570-033-730 (受付時間:平日9:00~17:00)